しょうがいふくしせんもんぶんかかい

障害福祉専門分科会	
令和2年9月9日	資料 9

ひらかたしせいねんこうけんせいどりょうそくしんきほんけいかく

枚方市成年後見制度利用促進基本計画

こっしあん

骨子案

けんこうふくしぶ　けんこうふくしそうむか

健康福祉部　健康福祉総務課

だい　しょう　けいかく　さくてい

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の意義
第２節　計画の位置づけ

だい　しょう　せいねんこうけんせいど　げんじょう　かだい

第２章　成年後見制度の現状と課題

第１節　枚方市の人口推移と高齢者・障害者の状況
第２節　関係団体調査
第３節　成年後見制度の現状と課題

だい　しょう　けいかく　きほんりねん　きほんもくひょう

第３章　計画の基本理念と基本目標

第１節　基本理念
第２節　基本目標
第３節　施策の柱

だい　しょう　ぐたいてき　とりくみおよ　じゅうてんしさく

第４章　具体的な取組及び重点施策

第１節　制度の理解促進
第２節　地域連携ネットワーク構築と中核機関の設置
第３節　成年後見制度利用支援事業（助成制度）の拡充
第４節　制度の担い手の確保

だい　しょう　けいかく　ひょうかおよ　しんこうかんり

第５章　計画の評価及び進行管理

第１節　計画の評価
第２節　計画の進行管理

第１章　計画の策定にあたって

第１節　計画策定の意義

（１）計画策定の目的

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

（２）成年後見制度とは

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあう制度です。

第２節　計画の位置づけ

（１）計画の法的根拠

利用促進法第１４条第１項に基づく市町村計画

（２）他の計画との関連性

地域福祉計画を上位計画とする成年後見制度に関する施策を推進する個別計画

（３）計画の期間

令和３年（２０２１年）４月から令和６年度（２０２４年）までの４年間とする

地域福祉計画　2020年4月～2025年3月

成年後見制度利用促進基本計画　2021年4月～2025年3月

令和7年(2025年)4月
次期地域福祉計画
※成年後見制度利用促進基本計画を統合

だい　しょう　せいねんこうけんせいど　げんじょう　かだい

第２章　成年後見制度の現状と課題

だい　せつ　ひらかたし　じんこうすいい　こうれいしゃ　しょうがいしゃ　じょうきょう

第１節　枚方市の人口推移と高齢者・障害者の状況

（１）人口と高齢化率の推移

（２）高齢者人口に占める認知症高齢者数と割合

（３）障害者手帳所持者数

だい　せつ　かんけいだんたいちょうさ

第２節　関係団体調査

（１）計画策定に向けた関係団体調査について

（２）調査の概要

だい　せつ　せいねんこうけんせいど　げんじょう　かだい

第３節　成年後見制度の現状と課題

（１）成年後見制度の概要

①成年後見制度の概要

②成年後見制度の利用者数

③市長申立て件数の推移

（２）ニーズについて

（３）認知度や支援者の知識経験について

（４）相談・支援体制について

（５）成年後見制度利用者の助成状況

（６）成年後見人等の担い手

だい　しょう　けいかく　きほんりねん　　きほんもくひょう

第３章　計画の基本理念と基本目標

だい　せつ　きほんりねん　　きほんりねん　あん

第１節　基本理念

【基本理念（案）】

けんり　りえき　まも　だれ　じぶん　く

権利と利益を守り　誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

だい　せつ　きほんもくひょう

第２節　基本目標

せいどりようしゃ　めりっと　じっかん　せいど　うんよう　かいぜん

（１）制度利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善

りようしゃほんにん　いけんけっていしえんおよ　しんじょうほご　じゅうじつ

（２）利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実

だい　せつ　しさく　はしら

第３節　施策の柱

せいど　りかいそくしん

（１）制度の理解促進

ちいきれんけいねっとわーく　こうちく　ちゅうかくきかん　せっち

（２）地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置

せいねんこうけんせいどりようそくしんじぎょう　じょせいせいど　かくじゅう

（３）成年後見制度利用促進事業（助成制度）の拡充

せいど　にな　て　かくほ

（４）制度の担い手の確保

だい　しょう　ぐたいてき　とりくみおよ　じゅうてんしさく

第４章　具体的な取組及び重点施策

だい　せつ　せいど　りかいそくしん

第１節　制度の理解促進

しみん　む　こうほう　けいはつかつどう　じゅうてんしさく

（１）市民へ向けた広報・啓発活動（重点施策）

こうほうかつどう　すいしん

①広報活動の推進

かんけいきかん　けいはつかつどう　すいしん

②関係機関における啓発活動の推進

かんけいしゃ　む　こうほう　けいはつかつどう　じゅうてんしさく

（２）関係者へ向けた広報・啓発活動（重点施策）

かんけいしゃ　じょうほうていきょう　きょうゆうか　すいしん

①関係者への情報提供・共有化の推進

かんけいしゃ　たいしょう　けいはつかつどう　すいしん

②関係者を対象とした啓発活動の推進

だい　せつ　ちいきれんけい ね っ と わ ー く こうちく　ちゅうかくきかん　せっち

第２節　地域連携ネットワーク構築と中核機関の設置

けんりようごしえん　ちいきれんけい ね っ と わ ー く　こうちく　じゅうてんしさく

（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築（重点施策）

ちゅうかくきかん　せっち　うんえい

①中核機関の設置・運営

せいねんこうけんせいどりようそくしんれんけいきょうぎかい　かしょう　かいさい

②成年後見制度利用促進連携協議会（仮称）の開催

せいどりようしゃ　こうけんにん　ささ　けいせい

③制度利用者と後見人を支えるチームの形成

ちいきれんけい ね っ と わ ー く　ち ぇ っ く

④地域連携ネットワークによるチェック

だい　せつ　せいえんこうけんせいどりようしえんじぎょう　じょせいせいど　かくじゅう

第３節　成年後見制度利用支援事業（助成制度）の拡充

もうしたてひよう　じょせい

（１）申立費用の助成

こうけんにんとう　ほうしゅうじょせい

（２）後見人等への報酬助成

だい　しょう　ぐたいてき　とりくみおよ　じゅうてんしさく

第４章　具体的な取組及び重点施策

だい　せつ　せいど　にな　て　かくほ

第４節　制度の担い手の確保

こうけんにん　いくせい　しえん

（１）後見人の育成・支援

しみんこうけんにん　いくせい　しえん

①市民後見人の育成・支援

しんぞくこうけんにん　しえん

②親族後見人への支援

ほうじんこうけん　しえん

③法人後見への支援

だい　しょう　けいかく　ひょうかおよ　しんこうかんり

第５章　計画の評価及び進行管理

だい　せつ　けいかく　ひょうか

第１節　計画の評価

だい　せつ　けいかく　しんこうかんり

第２節　計画の進行管理